

吉峰鳥獣保護区特別保護地区指定に係る指針案

- (1) 名 称：吉峰鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区 域：吉峰鳥獣保護区内における昭和13年8月26日、昭和49年2月28日又は平成2年1月18日に取得した富山県県有地（富山県森林研究所の管理地及び樹木園）のうち地目が畑又は山林の地域。（別紙図面表示のとおり）
- (3) 存続期間：令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- (4) 特別保護地区の保護に関する指針
- ①指定区分：身近な鳥獣生息地の特別保護地区
 - ②指定目的： 指定予定地は、富山県農林水産総合技術センター森林研究所の苗圃、スギの採穂園、採種園及び遺伝子保存林並びにスギの品種の見本林、有用広葉樹の展示林、サクラ品種の見本園等があり、周辺にはアカマツやスギの大径木のほか、コナラ、マンサク、ソヨゴ、ウワミズザクラ、タニウツギ等のかん木の種類も豊富である。
また、平成5年に整備された樹木園は、県民に広く親しまれている。
このようなことから、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、森林研究所及び樹木園の適正な管理のもと自然環境の保全を図り、森林性の野生鳥獣を積極的に誘致し、その生息環境を維持するとともに、今後の森林保護行政に資する研究の場とすることや県民等が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。